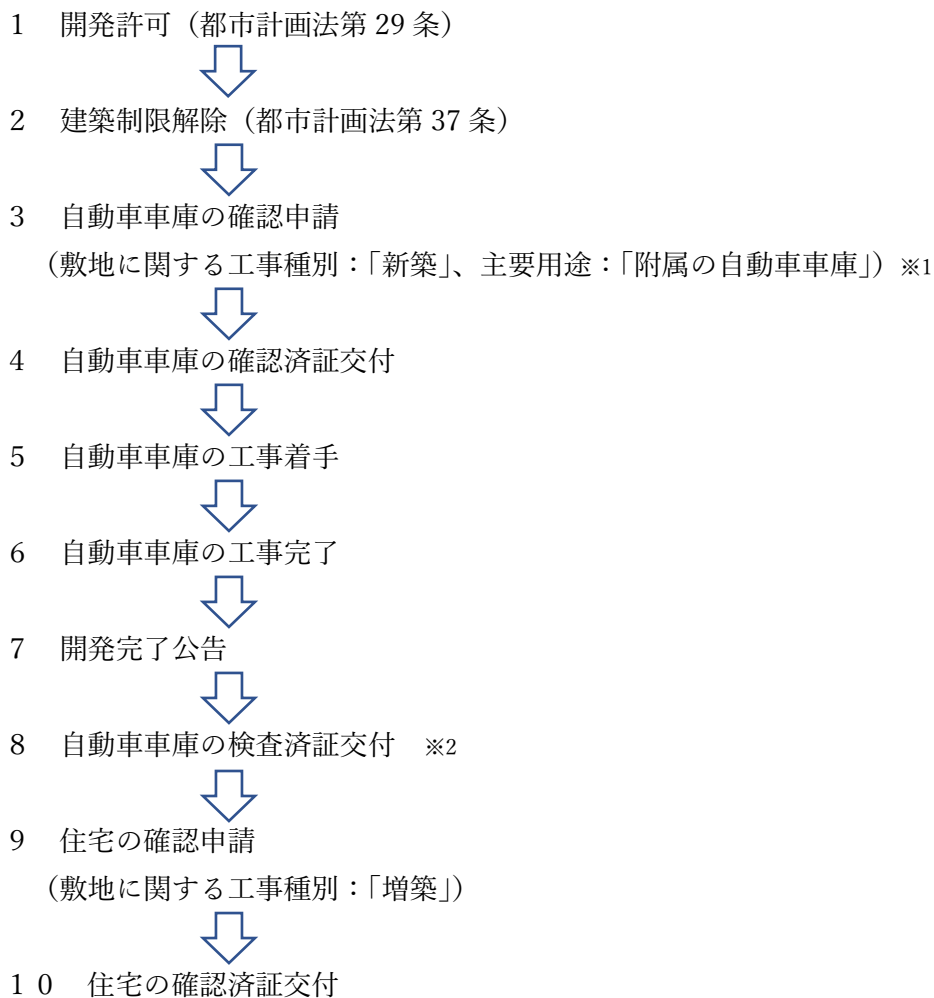


## 第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域内において開発許可に基づく 工事と併せて地下車庫を建築する場合の取扱いに関する手続きフロー



※1 都市計画法第37条が承認された場合において、道路の扱いは、法第42条第1項第2号として扱う。

※2 住宅の検査済証が交付される前に自動車車庫を使用した場合は法第48条の規定違反となるため注意すること。

運用開始日 令和3年8月2日